

## 第3期 京丹後市障害福祉計画（案）

平成24年1月

京丹後市

## 【目次】

### 第3部 第3期障害福祉計画

第1章 計画の策定にあたって .....	2
第1節 改正障害者自立支援法の概要 .....	2
第2節 計画の性格 .....	4
第3節 計画の視点 .....	5
第4節 平成26年度に向けた目標指標の設定 .....	6
第2章 自立支援給付・地域生活支援事業の推進 .....	8
第1節 障害福祉サービスの基盤整備 .....	8
1 訪問系サービスの見込量と今後の方向性 .....	8
2 日中活動系サービスの見込量と今後の方向性 .....	10
3 居住系サービスの見込量と今後の方向性 .....	19
4 計画相談支援等の見込量と今後の方向性 .....	21
第2節 地域生活支援事業の推進 .....	25
1 必須事業 .....	25
2 任意事業 .....	30
第3章 障害のある児童への支援の推進 .....	36
第1節 法改正に伴う施設・事業体系の変更 .....	36
第2節 障害児通所支援の推進 .....	37
第3節 障害児相談支援の推進 .....	38

### 第4部 計画の推進体制

第1章 推進体制の構築 .....	40
第1節 地域との連携 .....	40
第2節 保健、医療との連携 .....	40
第3節 庁内推進体制の整備 .....	40
第2章 計画の点検・評価 .....	41

## **第3部 第3期障害福祉計画**

# 第1章 計画の策定にあたって

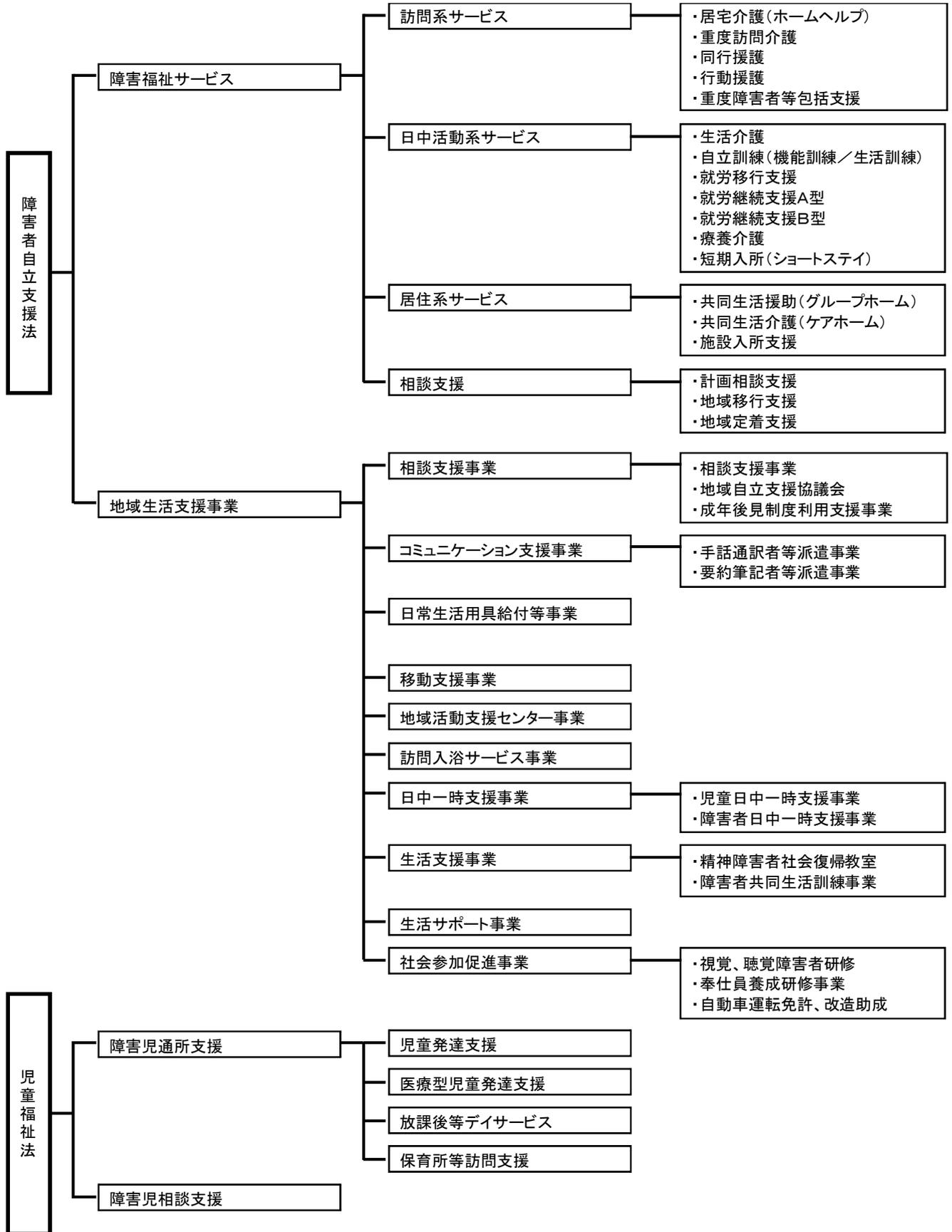
## 第1節 改正障害者自立支援法の概要

国では、平成22年12月に「障害者総合福祉法（仮称）」制定までのつなぎ法として、改正障害者自立支援法が成立しました。主な内容は次のとおりです。この計画はこれらの改正の内容を踏まえて策定しました。

### 改正障害者自立支援法等の概要

- ① 利用者負担の見直し（平成24年4月1日までの政令で定める日から施行）
  - ⇒利用者負担について、応能負担を原則に
  - ⇒障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減
- ② 障害者の範囲の見直し（平成22年12月10日施行）
  - ⇒発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
- ③ 相談支援の充実（平成24年4月1日施行）
  - ⇒相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
  - ⇒支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成対象者を大幅に拡大
- ④ 障害児支援の強化（平成24年4月1日施行）
  - ⇒児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
  - ⇒放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
  - ⇒在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し）
- ⑤ 地域における自立した生活のための支援の充実（平成24年4月1日までの政令で定める日から施行）
  - ⇒グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
  - ⇒重度の視覚障害者の移動を支援する同行援護の創設
  - （その他）成年後見制度利用支援事業の必須事業化、精神科救急医療体制の整備等

■サービスの体系



## 第2節 計画の性格

この計画は、国が示した基本指針（「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年6月26日厚生労働省告示第395号））（以下「国の指針」という）を踏まえ、策定しています。

### 【定める（見直す）こととされている事項】

- 平成26年度の入所施設の入所者の地域生活への移行人数
- 平成26年度の福祉施設から一般就労への移行人数
- 平成26年度までの各年度における障害福祉サービスまたは相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 障害福祉サービス見込み量確保のための方策
- 地域生活支援事業の実施に関する事項

## 第3節 計画の視点

### (1) 障害者の自己決定と自己選択の尊重

障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

### (2) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりや地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

### (3) 地域社会の理解の促進

サービス提供や基盤整備について、サービスを利用する障害者のニーズを適切に把握し、その意向を計画に反映することはもちろんですが、障害及び障害者に対する地域社会の理解を得ることもまた重要です。本計画の作成にあたっては、地域自立支援協議会をはじめ、障害者本人や地域住民、企業など幅広く参加を求めるほか、啓発・広報活動を積極的に進めます。

### (4) 総合的な取組み

障害者の地域生活への移行、就労支援などの推進に当たっては、福祉サイドのみならず、雇用、教育、医療といった分野をこえた総合的な取組みが不可欠です。ハローワークや特別支援学校等の行政・教育機関、企業、医療機関といった関連する機関の参加を求め、数値目標の共有化、地域ネットワークの強化などを進めます。

### (5) 目標値・サービス見込量に対する基本的な考え方

第3期障害福祉計画の目標値・サービス見込量は、第2期計画の実績数値に伴う現状把握や地域における課題、障害者等のニーズを踏まえ、必要なサービス量を見込んでいます。また、数値目標の考え方は、国から示された基本指針を踏まえつつ、これまでの実績や地域資源の状況を考慮し設定しています。

## 第4節 平成26年度に向けた目標指標の設定

### (1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

#### 国の指針

平成26年度末までに、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することをめざすとともに、平成26年度末時点の施設入所者数を1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

#### 目標数値

本市では、国の指針に従い、施設入所者の地域生活への移行をめざすため、市内におけるサービス提供基盤の状況や今後の整備状況等を勘案し、以下の数値目標を設定し、取り組みを進めます。

項目	数値	考え方
施設入所者数(A)	123人	平成17年10月1日の人数
目標年度入所者数(B)	111人	平成26年度末見込
目標値(削減見込)	12人	(A) - (B)
目標値(地域移行者数)	15人(9人)	地域移行者数

※ ( ) 内は第2期計画の数値

## (2) 福祉施設から一般就労への移行

### 国の指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 26 年度中に一般就労する者の数値目標を設定する。目標の設定にあたっては、平成 17 年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

### 目標数値

本市では、国の指針を踏まえ、これまでの実績等を勘案し、以下の数値目標を設定し、取り組みを進めます。

項目	数値	考え方
平成 17 年度の年間一般就労移行者数	1 人	平成 17 年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数 (A)
目標値(目標年度の年間一般就労移行者数)	4 人 (12 人)	平成 26 年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (B)
	400%	(B) / (A)

※ ( ) 内は第 2 期計画の数値

## 第2章 自立支援給付・地域生活支援事業の推進

### 第1節 障害福祉サービスの基盤整備

#### 1 訪問系サービスの見込量と今後の方向性

##### (1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

###### 【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害程度区分1以上の人に対し、居宅において入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とし、障害程度区分4以上であって二肢以上に麻痺などがあり、障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれにも「できる」以外と認定されている人に対し、居宅において入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動が困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な支援を行います。
行動援護	知的障害、精神障害により、行動上著しい困難を有し、障害程度区分3以上であって、障害程度区分の認定調査項目のうち、行動関連項目などの合計点が8点以上の人に対し、行動する際に生じ得る危険回避のための援護や外出時における移動中の支援を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とし、障害程度区分6であり、かつ意思疎通が困難な人に対し、居宅介護など複数のサービスを提供し、包括的に支援を行います。

※「同行援護」は、平成23年10月1日より制度を開始しています。

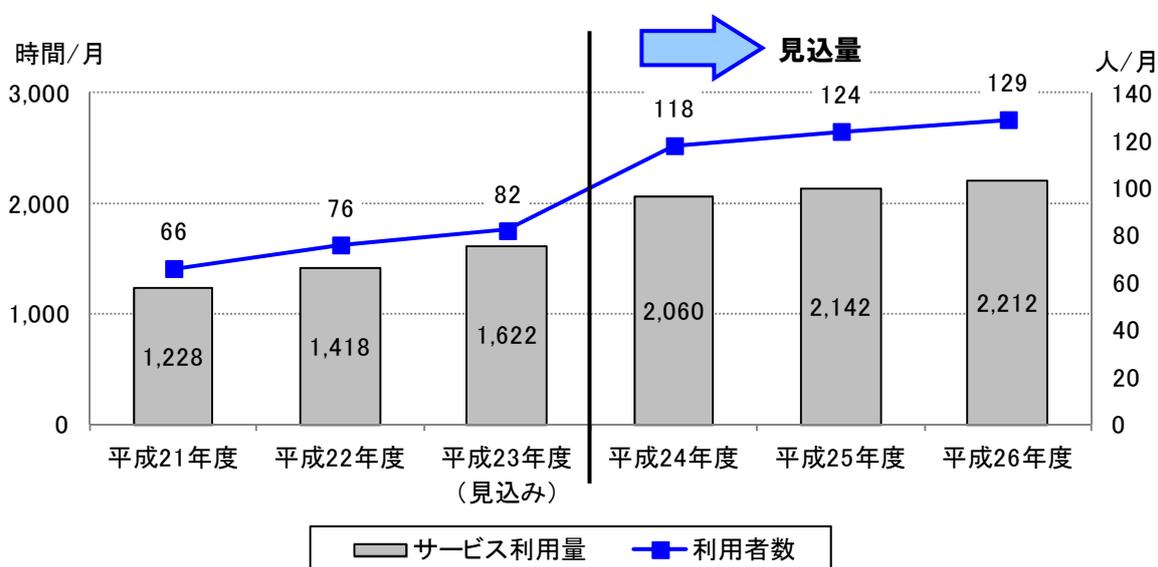
## 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護 重度訪問介護	時間/月	1,622	2,060	2,142	2,212
同行援護、行動援護 重度障害者等包括支援	人/月	82	118	124	129

※平成 23 年度は 9 月実績までの平均値

## 【考え方】

平成 23 年 9 月までの実績数値を基礎に、今後の利用者の伸びや介護者の不足、移動支援事業から同行援護へ移行する人数などを勘案し、サービス見込量を算出しています。



### 訪問系サービスの見込量確保の方策

訪問系サービスについては、今後、障害のある人の地域生活への移行が進むとともに利用の増加が予想されるため、障害福祉サービス提供事業所並びに介護保険サービス提供事業所（訪問介護事業所）との連携を図りながら、見込量の確保に努めます。

また、身体障害や知的障害、精神障害の特性を十分理解し、対応できる従事者（ヘルパー）の養成・確保も重要であり、京都府や地域自立支援協議会などの関係機関と連携し、研修に関する情報提供や、さらに、サービス提供事業所との協議や指導・助言等を行い、サービスの質の向上に努めます。

## 2 日中活動系サービスの見込量と今後の方向性

### (1) 生活介護

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要であり、障害程度区分3（施設入所を伴う場合、区分4）以上である人、または年齢50歳以上で障害程度区分2（施設入所を伴う場合、区分3）以上である人に対して、昼間において、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

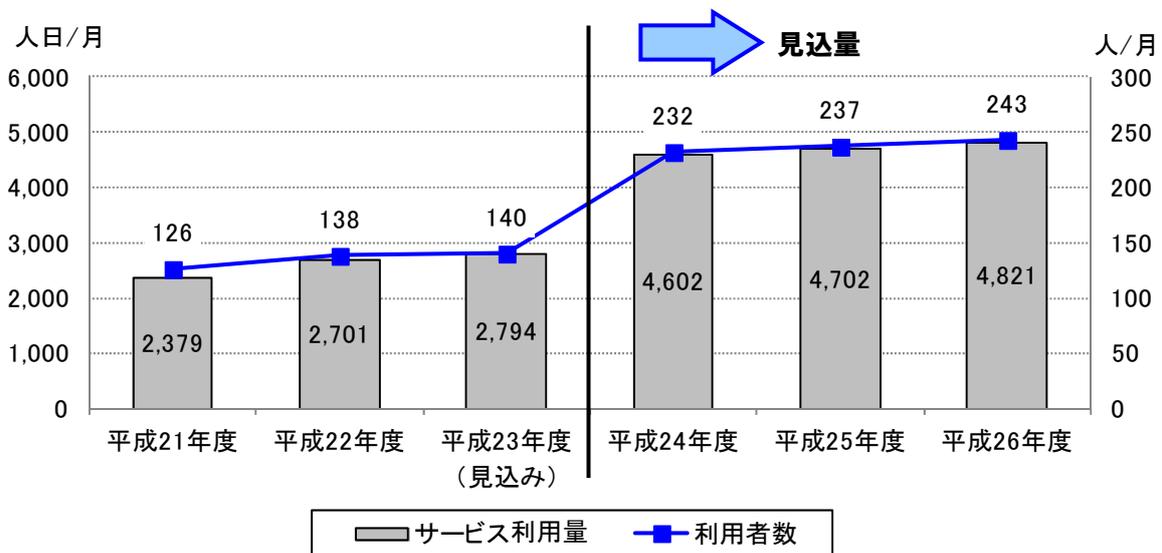
#### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	人日/月	2,794	4,602	4,702	4,821
	人/月	140	232	237	243

※平成23年度は9月実績までの平均値

#### 【考え方】

平成23年9月までの実績数値を基礎に、旧法通所施設の移行予定を踏まえ、今後の利用者の伸びや日中活動の場に対するニーズ、特別支援学校卒業予定者の状況などを勘案し、サービス見込量を算出しています。



## (2) 自立訓練（機能訓練）

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
自立訓練（機能訓練）	入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人、また、特別支援学校を卒業し、身体機能の維持・回復などの支援が必要な障害のある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限（1年6か月）の支援計画に基づき、理学療法、作業療法その他生活等に関する必要な相談などの支援を行います。

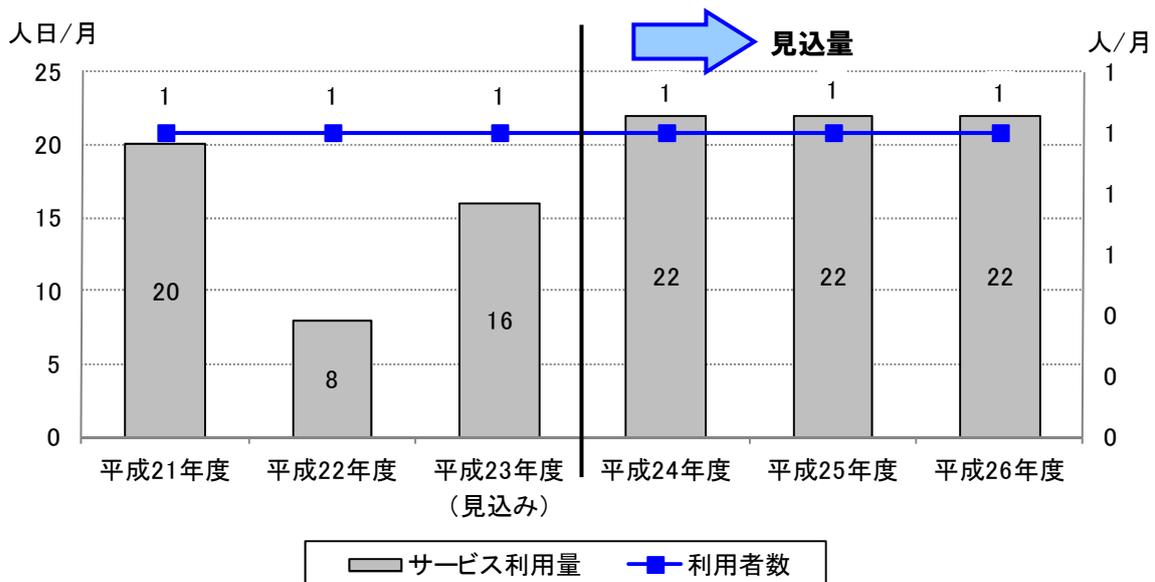
### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立訓練（機能訓練）	人日/月	16	22	22	22
	人/月	1	1	1	1

※平成23年度は9月実績までの平均値

### 【考え方】

平成23年9月までの実績数値を基礎に、特別支援学校卒業予定者の状況やサービス提供事業所の状況などを勘案し、サービス見込量を算出しています。



### (3) 自立訓練（生活訓練）

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
自立訓練（生活訓練）	入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な人、また、特別支援学校を卒業し、継続した通院により症状が安定している知的障害または精神障害のある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限（2年間）の支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練などの支援を行います。

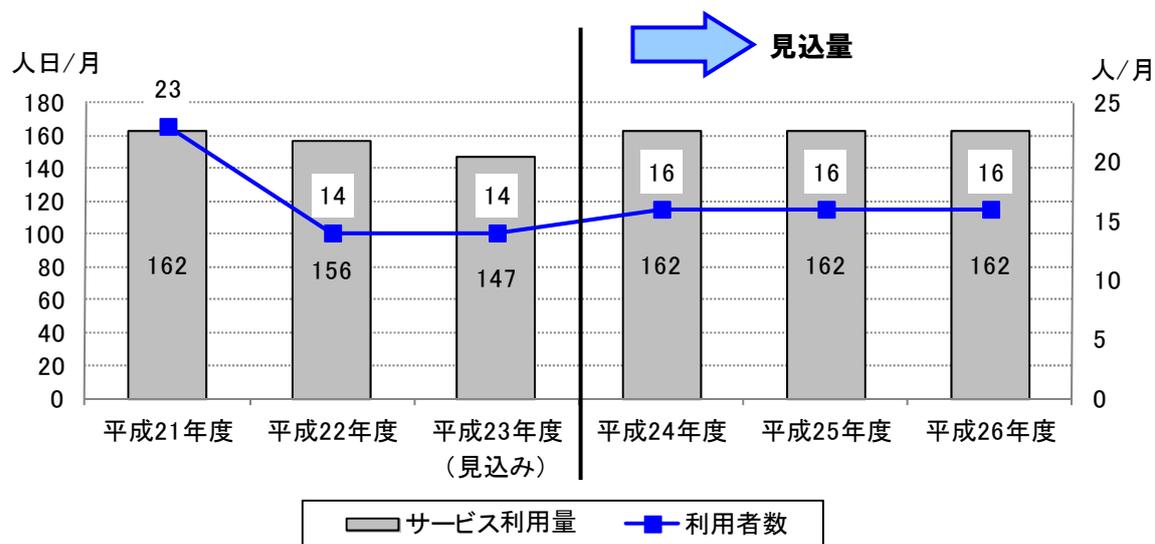
#### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立訓練（生活訓練）	人日/月	147	162	162	162
	人/月	14	16	16	16

※平成23年度は9月実績までの平均値

#### 【考え方】

平成23年9月までの実績数値を基礎に、施設等の移行計画や今後の利用者の動向、また、入所・入院から地域生活へ移行を図る上で支援が必要な人、特別支援学校卒業予定者の状況などを勘案し、サービス見込量を算出しています。



#### (4) 就労移行支援

##### 【サービスの概要】

サービス名	内容
就労移行支援	一般就労を希望する65歳未満の障害のある人に対し、有期限（原則2年間）の支援計画に基づき、生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や、適性に応じた職場の開拓、就労後における職場への定着のために必要な相談などの支援を行います。

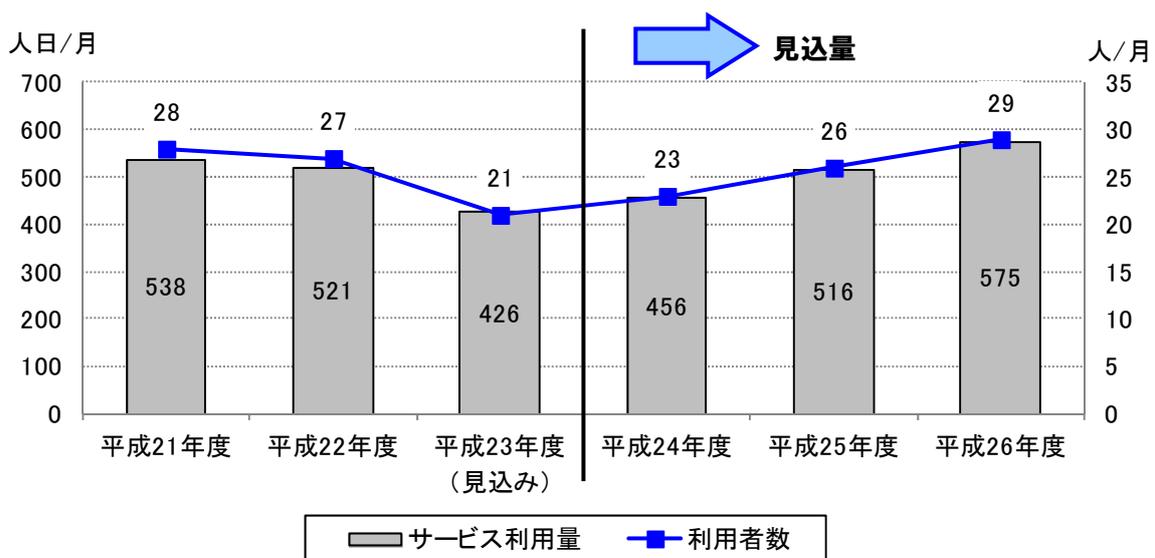
##### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労移行支援	人日/月	426	456	516	575
	人/月	21	23	26	29

※平成23年度は9月実績までの平均値

##### 【考え方】

平成23年9月までの実績数値を基礎に、施設等の移行計画や特別支援学校卒業予定者の状況などを勘案し、サービス見込量を算出しています。



## (5) 就労継続支援A型

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
就労継続支援A型	一般就労することが困難な者であって、継続的に就労することが可能な65歳未満の障害のある人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、必要な知識・能力の向上を図るなどの支援を行います。

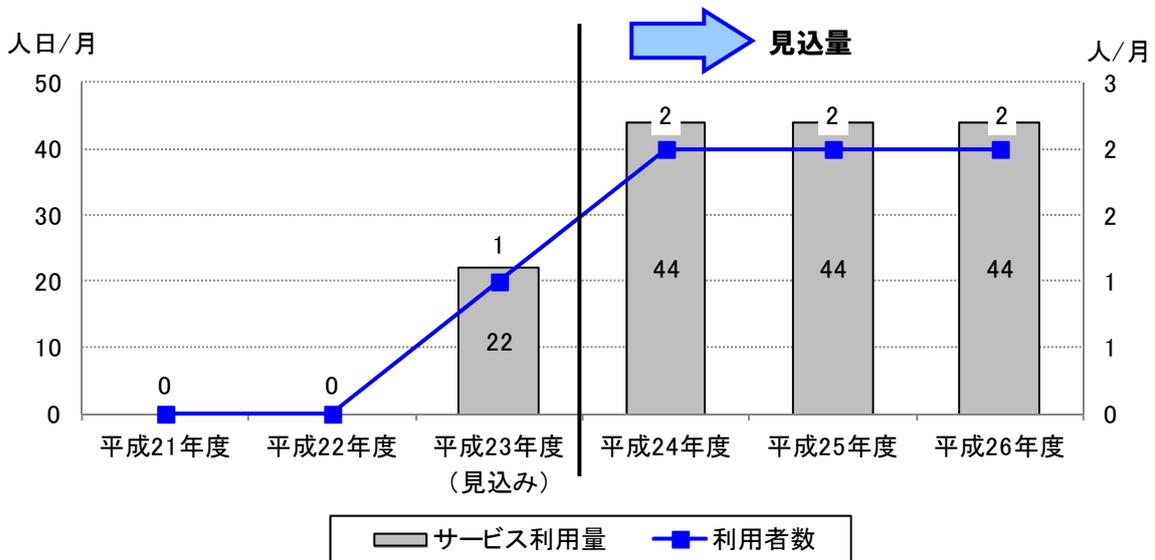
### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労継続支援A型	人日/月	22	44	44	44
	人/月	1	2	2	2

※平成23年度は9月実績までの平均値

### 【考え方】

平成23年9月までの実績数値を基礎に、施設等の移行計画などを勘案し、サービス見込量を算出しています。



## (6) 就労継続支援B型

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
就労継続支援B型	一般企業などでの就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。

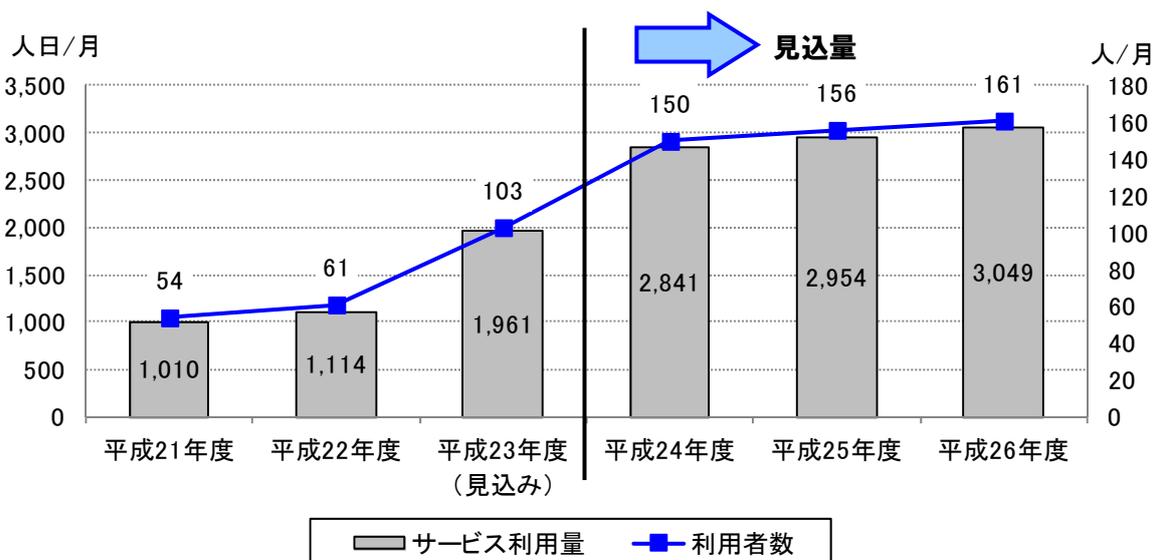
### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労継続支援B型	人日/月	1,961	2,841	2,954	3,049
	人/月	103	150	156	161

※平成23年度は9月実績までの平均値

### 【考え方】

平成23年9月までの実績数値を基礎に、旧法通所施設の移行予定を踏まえ、今後の利用者の伸びや特別支援学校卒業予定者の状況などを勘案し、サービス見込量を算出しています。



## (7) 療養介護

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
療養介護	病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障害程度区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、また、障害程度区分5以上である筋ジストロフィー患者または重症心身障害者を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

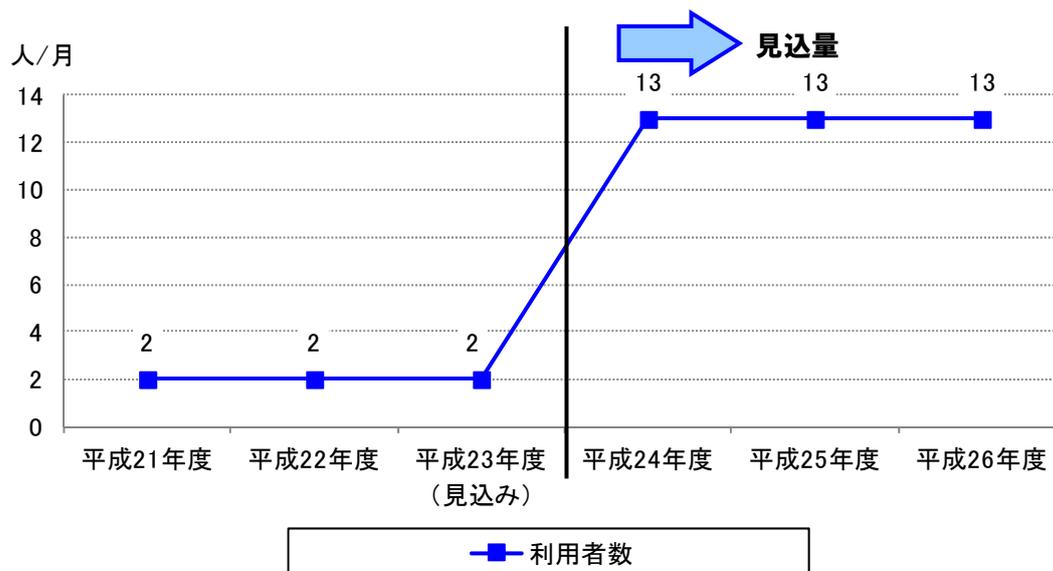
### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
療養介護	人/月	2	13	13	13

※平成 23 年度は 9 月実績までの平均値

### 【考え方】

平成 23 年 9 月までの実績数値を基礎に、重症心身障害児施設に入所している 18 歳以上の人が平成 24 年度から療養介護の対象者となることから、その対象となる利用者を見込み、利用者数を算出しています。



## (8) 短期入所

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
短期入所	居宅で介護する人が病気等で介護できなくなった時、障害のある人を施設において短期間、夜間も含め入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

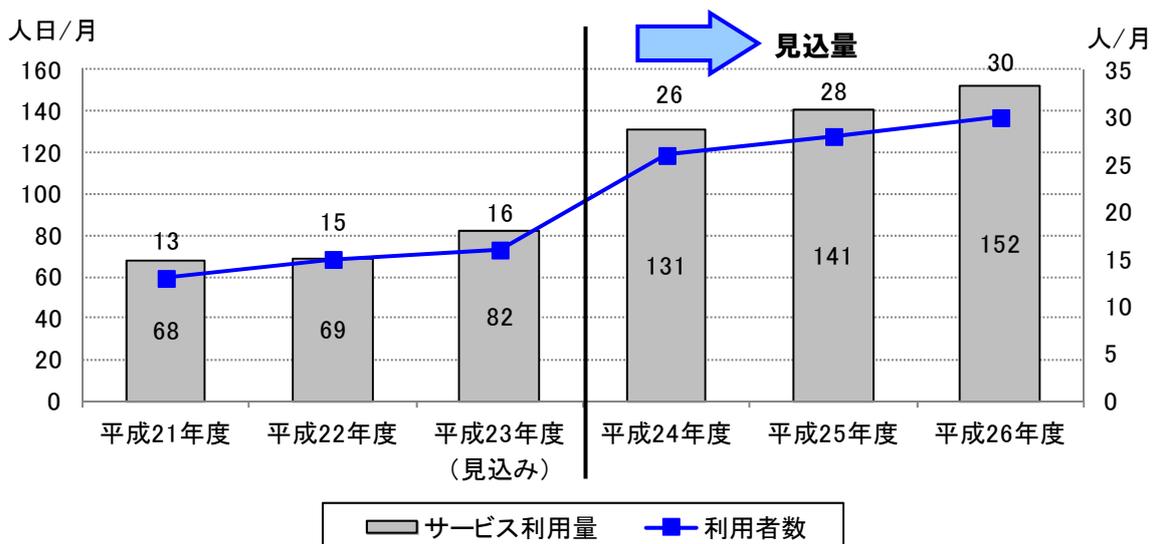
### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所	人日/月	82	131	141	152
	人/月	16	26	28	30

※平成 23 年度は 9 月実績までの平均値

### 【考え方】

平成 23 年 9 月までの実績数値を基礎に、家族の一時的な休息や緊急時の対応など、今後も増加が見込まれるニーズを勘案し、サービス見込量を算出しています。



### 日中活動系サービスの見込量確保の方策

「生活介護」や「就労移行支援」「就労継続支援A型・B型」については、今後も利用量の増加が見込まれるため、市内サービス提供事業所のみでは見込量の確保が困難になることも予想されるため、近隣自治体等と連携し、サービス調整を図ります。また、サービス提供事業所や地域自立支援協議会と連携しながら、利用ニーズに応じたサービス提供が行えるよう、利用定員のさらなる拡大と新たな事業所の参入を促進していきます。

「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」については、障害のある人の地域移行が進むに伴い、利用者の増加が考えられるため、利用ニーズを把握しつつ、近隣自治体やサービス提供事業所と連携し、必要量の確保を図ります。

「療養介護」については、制度改正に伴い、重症心身障害児施設に入所している18歳以上の方が平成24年度以降、療養介護の対象者となるため、京都府及び関係機関、サービス提供事業所等と連携し、動向の把握と必要量の確保を図ります。

### 3 居住系サービスの見込量と今後の方向性

#### (1) 共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）

##### 【サービスの概要】

サービス名	内容
共同生活援助 （グループホーム）	障害程度区分非該当及び区分1に該当する障害のある人を対象に、主として夜間において、共同生活を営む住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。
共同生活介護 （ケアホーム）	障害程度区分2以上に該当する障害のある人を対象に、主として夜間において、共同生活を営む住居において入浴、排せつ及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の日常生活上の援助を行います。

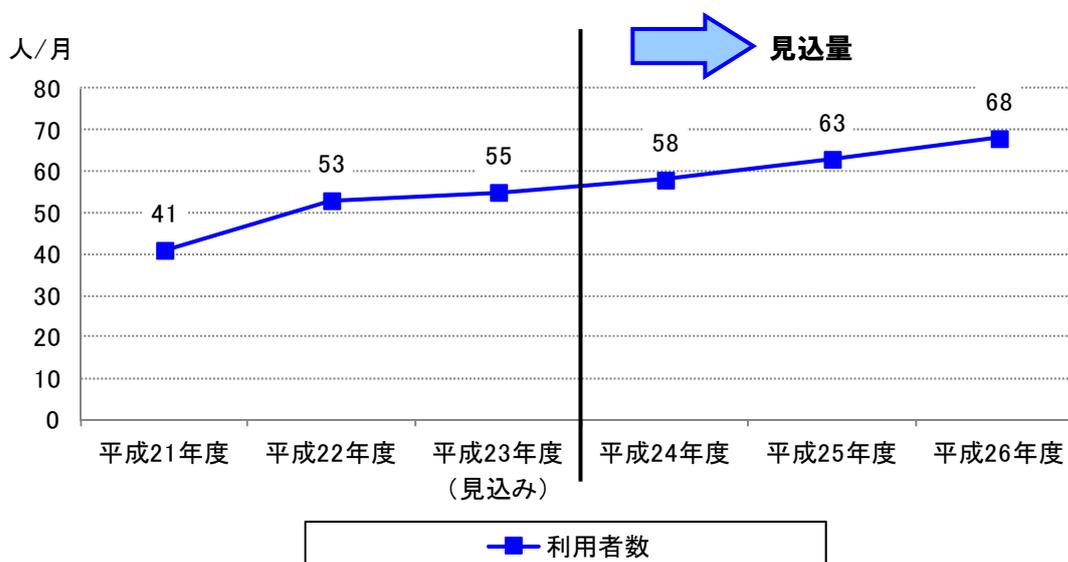
##### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 共同生活介護	人/月	55	58	63	68

※平成23年度は9月実績までの平均値

##### 【考え方】

平成23年9月までの実績数値を基礎に、今後の施設建設計画の状況を踏まえ、施設入所者等の地域生活移行や、介護者の高齢化などにより今後も増加が見込まれることを勘案し、サービス見込量を算出しています。



## (2) 施設入所支援

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
施設入所支援	生活介護を受けている障害程度区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の人、あるいは自立訓練または就労移行支援を受けている人で入所しながら訓練などを実施することが必要かつ効果的であると認められる人、または地域の社会資源の状況やその他やむを得ない事情により、通所によって訓練などを受けることが困難な人を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

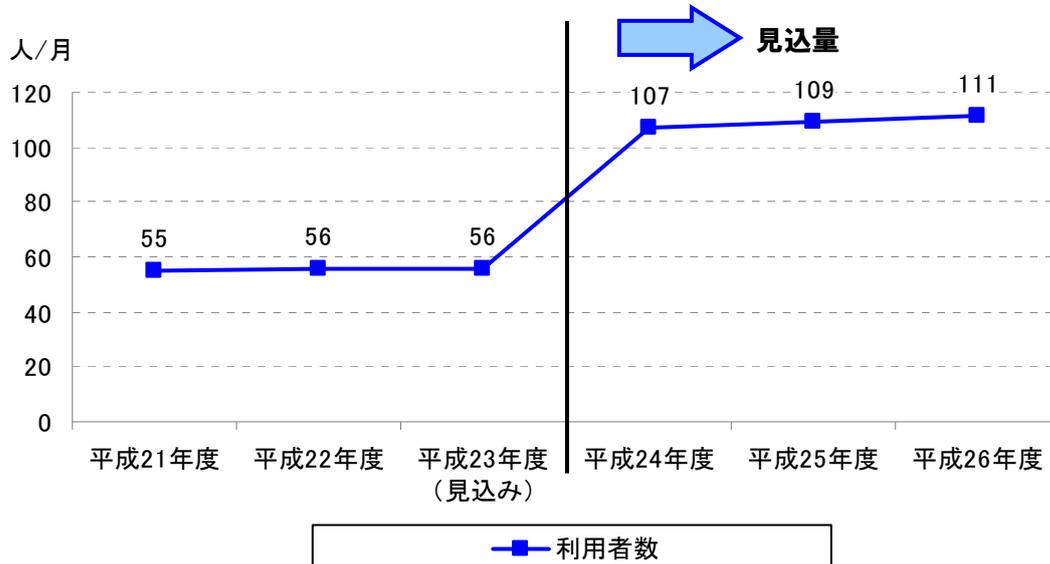
### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入所支援	人/月	56	107	109	111

※平成23年度は9月実績までの平均値

### 【考え方】

平成23年9月までの実績数値を基礎に、入所施設の移行計画や地域生活への移行人数等を勘案し、サービス見込量を算出しています。



### 居住系サービスの見込量確保の方策

「共同生活援助（グループホーム）」「共同生活介護（ケアホーム）」については、障害のある人の地域生活への移行が進むに伴い、地域生活に向けた訓練の場、または生活の場としてこれまで以上にニーズの増加が予測されるため、サービス提供事業所や地域自立支援協議会と連携しながら、新たな事業所の参入を促進していきます。

## 4 計画相談支援等の見込量と今後の方向性

平成 22 年 12 月に成立した改正障害者自立支援法により、サービス等利用計画作成対象者が拡大されるとともに、地域移行支援、地域定着支援が個別給付化されるなど、相談支援の充実が図られることとなりました。

### (1) 計画相談支援

#### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人を対象に、支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等利用状況のモニタリングを行います。

#### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	人/月	18	57	89	137

#### 【考え方】

支給決定者数の実績数値を基礎に、計画作成が必要な人の推計を行うとともに、平成 24 年度から段階的に拡大し、平成 26 年度までに全ての対象者について実施できるよう、各年度の利用者数を算出しています。

## (2) 地域移行支援

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人、または入院している精神障害のある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行います。

### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域移行支援	人/月		2	2	3

### 【考え方】

地域移行にかかる数値目標などから、地域生活への移行の可能性のある人数を推計し、各年度の利用者数を算出しています。

### (3) 地域定着支援

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障害のある人などに対し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談や対応を行います。

#### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域定着支援	人/月		1	1	1

#### 【考え方】

地域移行にかかる数値目標などから、地域生活への移行の可能性のある人数を推計するとともに、そのうち居宅での一人暮らしが見込まれる各年度の利用者数を算出しています。

#### 計画相談支援等の見込量確保の方策

「計画相談支援等」については、平成 22 年 12 月の改正障害者自立支援法により平成 24 年 4 月 1 日から施行され、対象者の拡大が図られたことにより、利用量の大幅な増加が予測されます。そのため、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、サービス等利用計画作成に必要な体制を確保します。

【指定障害福祉サービス等の必要量の見込み一覧】（1ヶ月当たりの見込量）

サービス名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問系	居宅介護	2,060 時間分 (118 人分)	2,142 時間分 (124 人分)	2,212 時間分 (129 人分)
	重度訪問介護			
	同行援護			
	行動援護			
	重度障害者等包括支援			
日中活動系	生活介護	4,602 人日分 (232 人分)	4,702 人日分 (237 人分)	4,821 人日分 (243 人分)
	自立訓練 (機能訓練)	22 人日分 (1 人分)	22 人日分 (1 人分)	22 人日分 (1 人分)
	自立訓練 (生活訓練)	162 人日分 (16 人分)	162 人日分 (16 人分)	162 人日分 (16 人分)
	就労移行支援	456 人日分 (23 人分)	516 人日分 (26 人分)	575 人日分 (29 人分)
	就労継続支援 (A型)	44 人日分 (2 人分)	44 人日分 (2 人分)	44 人日分 (2 人分)
	就労継続支援 (B型)	2,841 人日分 (150 人分)	2,954 人日分 (156 人分)	3,049 人日分 (161 人分)
	療養介護	13 人分	13 人分	13 人分
	短期入所	131 人日分 (26 人分)	141 人日分 (28 人分)	152 人日分 (30 人分)
居住系	共同生活援助 (GH) 共同生活介護 (CH)	58 人分	63 人分	68 人分
	施設入所支援	107 人分	109 人分	111 人分
計画相談支援等	計画相談支援	57 人分	89 人分	137 人分
	地域移行支援	2 人分	2 人分	3 人分
	地域定着支援	1 人分	1 人分	1 人分

※単位が「時間」の場合は1ヶ月当たりの延べ時間数。「人日」の場合は1ヶ月当たりの利用者数に1人当たりの月平均利用日数を乗じた数値。「人」の場合は1ヶ月当たりの利用者数です

## 第2節 地域生活支援事業の推進

### 1 必須事業

#### (1) 相談支援事業

##### 【サービスの概要】

サービス名	内容
相談支援事業	福祉サービスの利用調整や地域生活に関する各種相談に応じる事業です。

##### 【サービスの見込量】

単位：箇所、実施の有無/年

サービス名	見込量			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談支援事業	2	2	2	2
地域自立支援協議会	実施	実施		
成年後見制度利用支援事業	実施	実施		

※見込量は年度分

##### 【考え方】

相談支援事業についてはこれまでの体制を維持するとともに、必須事業となった成年後見制度利用支援事業についても引き続き実施します。また、相談支援体制の充実を図るため、基幹相談支援センターの設置を検討します。

## (2) コミュニケーション支援事業

### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能に障害がある人に、手話通訳者や要約筆記者を派遣したり、また、手話通訳者を設置する事業を通して、意思疎通が図られるよう支援する事業です。

### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
派遣見込人数 (手話・要約筆記)	人(延)/年	450	462	474	486
設置見込者数 (手話通訳者)	人/年	1	1	1	1

※見込量は年度分

### 【考え方】

聴覚・言語障害者に対し手話通訳者や要約筆記者を派遣することにより、社会生活における自立と社会参加促進及び生活の質の向上を図ります。聴覚・言語障害者のニーズを勘案してサービス見込量を算出しています。

## (3) 日常生活用具給付等事業

### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
日常生活用具給付等事業	重度の障害のある人に日常生活用具を給付する事業です。

### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護・訓練支援用具	件/年	6	6	6	6
自立生活支援用具	件/年	30	25	25	25
在宅療養等支援用具	件/年	9	10	10	10
排泄管理支援用具	件/年	1,400	1,450	1,500	1,550
情報・意思疎通支援用具	件/年	18	18	18	18
住宅改修費	件/年	10	7	7	7
給付等見込件数合計	件/年	1,473	1,516	1,566	1,616

※見込量は年度分

### 【考え方】

身体障害者、知的障害者又は障害児に対し、日常生活を送るうえで利便性のある用具を給付することにより、福祉の向上を図ります。給付実績を基礎に、利用者のニーズを勘案し、サービス見込量を算出しています。

## (4) 移動支援事業

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
移動支援事業	視覚障害者、全身性障害者、知的障害者、精神障害者などが外出する際の支援をする事業です。

### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
移動支援事業	箇所/年	7	7	7	7
	人(延)/年	400	170	180	190
	時間(延)/年	8,000	4,000	4,100	4,200

※見込量は年度分

### 【考え方】

視覚障害者、全身性障害者等が移動する際に支援を行うことにより、社会参加の促進等を図ります。障害福祉サービスの同行援護への移行者の数を考慮するとともに、利用者のニーズを勘案し、サービス見込量を算出しています。

## (5) 地域活動支援センター事業

### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
地域活動支援センター事業	創作的活動や社会交流活動など障害者の日中活動を支援する事業です。

### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域活動支援センター	箇所/年	3	3	3	3
	人(延)/年	10,285	10,560	11,040	11,520

※見込量は年度分

### 【考え方】

創作的活動や社会交流活動など障害者の日中活動の支援を行います。利用者のニーズを勘案し、サービス見込量を算出しています。

#### 必須事業の見込量確保の方策

「相談支援事業」については、引き続きサービス提供事業所と連携し、必要な相談支援を実施します。また、障害のある人が可能な限り身近な地域で支援を受けられるよう、地域自立支援協議会において、事例研究を行うとともに、地域課題を解決するための体制づくりを進めます。

「コミュニケーション支援事業」については、関係事業所等と連携し、必要なサービス量を確保するとともに、「日常生活用具給付等事業」については、障害のある人が生活の質の向上を図ることができるよう、障害の特性に合わせた適切な用具の給付を行います。

「移動支援事業」については、障害のある人の社会参加を支援するサービスとして今後も事業量の増加が見込まれるため、定員拡大及び新規事業所の参入促進を図り、見込み量の確保に努めます。また、京都府や近隣自治体、サービス提供事業所と連携し、研修に関する情報提供や参加を働きかけるなど、介護従事者の育成と確保を図ります。

## 2 任意事業

### (1) 訪問入浴サービス事業

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の身体障害のある人に、訪問により居宅において入浴サービスを提供する事業です。

#### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問入浴サービス事業	箇所/年	3	4	4	4
	人(延)/年	370	400	480	560

※見込量は年度分

#### 【考え方】

入浴が困難な在宅の身体障害のある人に、居宅で入浴サービスの提供を図ります。保護者等のニーズを勘案し、平成 24 年度には新規事業所 1 箇所の増を目指すとともに、必要な事業量を確保するための見直しを行い、サービス見込量を算出しています。

### (2) 日中一時支援事業

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
日中一時支援事業	障害のある人に対して、日中における活動の場の確保と、家族の就労支援や一時的な休息などを支援します。

### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童日中一時支援事業	箇所/年	2	2	3	3
	人(延)/年	4,700	4,800	4,900	5,000
障害者日中一時支援事業	箇所/年	6	6	6	6
	人(延)/年	3,800	3,900	4,000	4,100

※見込量は年度分

### 【考え方】

#### ・児童日中一時支援事業

特別支援学校などに在籍している児童に、放課後や長期休暇期間中の活動の場を提供します。保護者等のニーズを勘案し、平成25年度には1箇所の増を目指すとともに、必要な事業量を確保するための見直しを行い、サービス見込量を算出しています。

#### ・障害者日中一時支援事業

障害児者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、一時的に施設で預かります。対象者のニーズを勘案し、必要な事業量を確保するための見直しを行い、サービス見込量を算出しています。

## (3) 生活支援事業

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
生活支援事業	精神障害のある人に対して、レクリエーション、創作や季節の行事等を実施する精神障害者社会復帰教室を実施します。また、障害のある人に対して、グループホームまたはケアホームを利用して、主に夜間及び休日において日常生活上必要な訓練・指導を行う障害者共同生活訓練事業を実施します。

### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
精神障害者社会復帰教室	箇所/年	3	3	3	3
障害者共同生活訓練事業	箇所/年	4	4	4	4

※見込量は年度分

### 【考え方】

- ・精神障害者社会復帰教室

精神障害のある人に対して、レクリエーションや創作活動、季節の行事等の教室を開催し、社会復帰を促進します。引続き3箇所で実施していきます。

- ・障害者共同生活訓練事業

ケアホーム等を利用して、夜間及び休日における共同生活の訓練を行い、地域生活を進めるための支援を行います。市内のケアホーム4箇所で実施します。

## (4) 生活サポート事業

### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活サポート事業	在宅で生活する障害のある人に対して、ホームヘルパーを派遣し、日常生活に関する支援や、家事に対する支援を行う事業です。

### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活サポート事業	箇所/年	2	2	2	2

※見込量は年度分

### 【考え方】

介護給付支給決定者以外の障害のある人に対し、日常生活に関する支援や、家事に対する支援を行います。引続き2箇所で実施していきます。

## (5) 社会参加促進事業

### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
社会参加促進事業	視覚・聴覚言語障害のある人の社会研修や、手話奉仕員・要約筆記奉仕員を養成する奉仕員養成事業を実施します。また、障害のある人の自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する自動車運転免許取得・改造助成事業を実施します。

### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量			
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
視覚・聴覚障害者研修	箇所/年	2	2	2	2
奉仕員養成研修事業	箇所/年	1	1	1	1
手話通訳者登録者数	人/年	8	8	8	8
要約筆記奉仕員登録者数	人/年	86	90	90	90
自動車運転免許取得助成	件/年	2	2	2	2
自動車改造費助成	件/年	2	2	2	2

※見込量は年度分

#### 任意事業の見込量確保の方策

各事業の利用状況を把握し、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、事業の周知を図るとともに、関係機関・障害者団体、サービス提供事業所等と連携し、事業を実施していきます。

また、「訪問入浴サービス事業」「日中一時支援事業」については、ニーズが高く、今後も利用の増加が予測されることから、サービス提供事業所と連携しながら、利用定員の拡大と新たな事業所の参入を促進していきます。

【地域生活支援事業の必要量見込み一覧】（年度当たりの見込量）

事業種別	摘要	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談支援事業	実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
コミュニケーション支援事業	派遣見込人数	462 人	474 人	486 人
	設置見込者数	1 人	1 人	1 人
日常生活用具給付等事業	給付等件数	1,516 件	1,566 件	1,616 件
介護・訓練支援用具	給付等件数	6 件	6 件	6 件
自立生活支援用具	給付等件数	25 件	25 件	25 件
在宅療養等支援用具	給付等件数	10 件	10 件	10 件
排泄管理支援用具	給付等件数	1,450 件	1,500 件	1,550 件
情報・意思疎通支援用具	給付等件数	18 件	18 件	18 件
住宅改修費	給付等件数	7 件	7 件	7 件
移動支援事業	実施箇所数	7 箇所	7 箇所	7 箇所
	延べ利用者数	170 人	180 人	190 人
	延べ時間数	4,000 時間	4,100 時間	4,200 時間
地域活動支援センター事業 （基礎的事業）	実施箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	延べ利用者数	10,560 人	11,040 人	11,520 人

事業種別	摘要	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問入浴サービス事業	実施箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
	延べ利用者数	400 人	480 人	560 人
児童日中一時支援事業	実施箇所数	2 箇所	3 箇所	3 箇所
	延べ利用者数	4,800 人	4,900 人	5,000 人
障害者日中一時支援事業	実施箇所数	6 箇所	6 箇所	6 箇所
	延べ利用者数	3,900 人	4,000 人	4,100 人
精神障害者社会復帰教室	実施箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所
障害者共同生活訓練事業	実施箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
生活サポート事業	実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
視覚・聴覚障害者研修	実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
奉仕員養成研修事業	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
手話通訳者	登録者数	8 人	8 人	8 人
要約筆記奉仕員	登録者数	90 人	90 人	90 人
自動車運転免許取得助成	実施件数	2 件	2 件	2 件
自動車改造助成	実施件数	2 件	2 件	2 件

※単位が「人」の場合は1年間の延べ利用人数。「件」の場合は1年間の延べ件数。「時間」の場合は1年間の延べ利用時間数。「箇所」は実施箇所数です

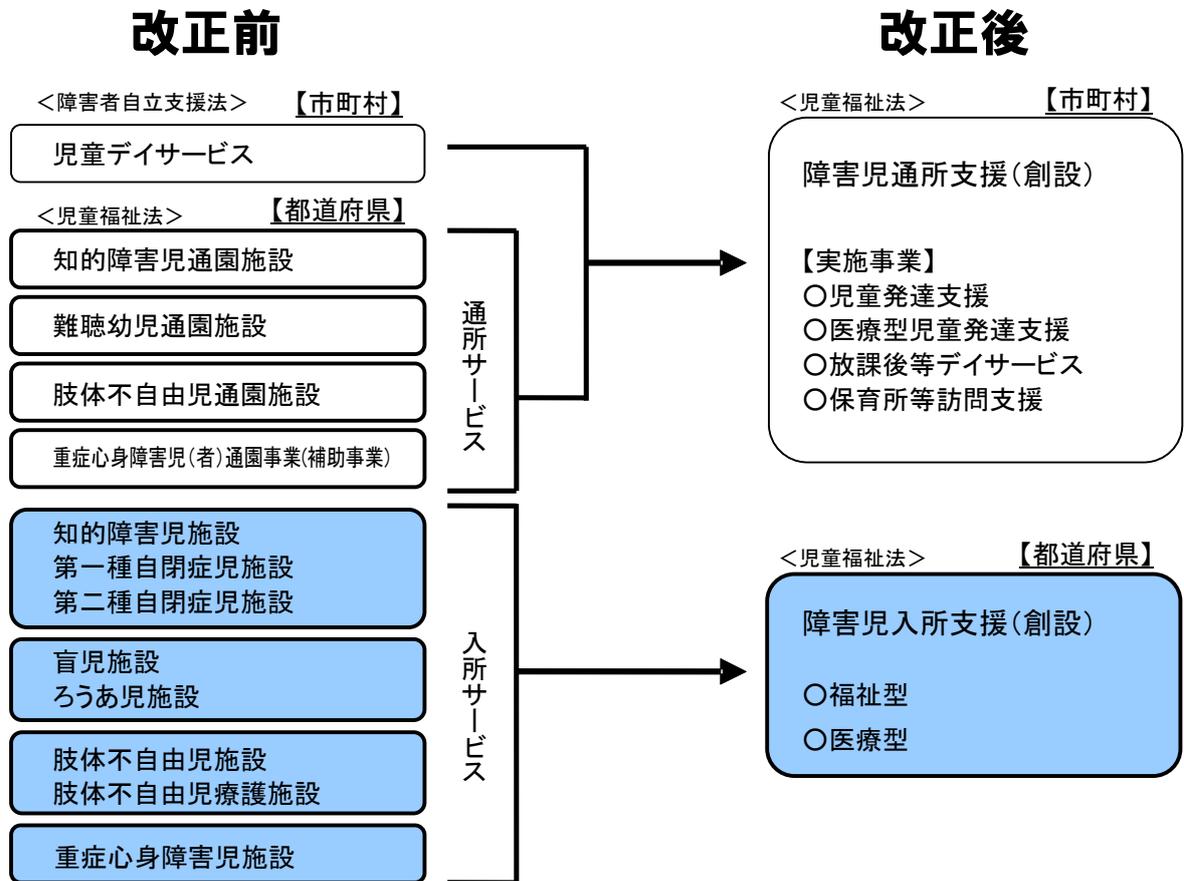
# 第3章 障害のある児童への支援の推進

## 第1節 法改正に伴う施設・事業体系の変更

障害のある児童を対象とした事業についてはこれまで、知的障害児通園施設などの施設系は「児童福祉法」、児童デイサービスといった事業系は「障害者自立支援法」に基づき、サービスの提供が行われてきました。しかし、両法律の改正法施行（平成24年4月1日）に伴い、「児童福祉法」に根拠法が一本化されることとなり、障害児施設・事業の体系は次のように変更となります。

また、18歳以上の障害児施設入所者については、改正法施行後、障害者自立支援法により対応することとなります。

本市では、法施行に伴う制度変更により、利用者に不利益を生じさせることなく円滑にサービス提供が行われるよう、関係機関、サービス提供事業所と連携し、実施体制の充実に努めていきます。



## 第2節 障害児通所支援の推進

### (1) 児童発達支援・医療型児童発達支援の推進

#### 【事業の概要】

サービス名	内容
児童発達支援	身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などの児童発達支援に加え、治療を行います。

#### 【今後の方向性】

- 児童発達支援については、市町村が支給決定を行い、費用を支弁することとなります。  
そのため、円滑に事業を運営できるよう、庁内体制の整備及び関係機関、サービス提供事業所と連携し、実施体制の充実を図ります。
- また、関係機関及び対象となるサービス提供事業所と連携し、新制度への円滑な移行支援及び、サービス提供体制の充実を図ります。

### (2) 放課後等デイサービスの推進

#### 【事業の概要】

サービス名	内容
放課後等デイサービス	学校在学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供します。

#### 【今後の方向性】

- サービス提供事業所と連携し、児童デイサービスからの円滑な移行を支援し、サービス実施体制の確保を図ります。

### (3) 保育所等訪問支援の推進

#### 【事業の概要】

サービス名	内容
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある児童、または今後利用する予定の障害のある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

#### 【今後の方向性】

○この事業は個別給付のため、保護者の障害受容が前提となります。関係機関及びサービス提供事業所と連携し、適切な支援を提供できるよう実施体制の確保を図ります。

## 第3節 障害児相談支援の推進

#### 【事業の概要】

サービス名	内容
障害児相談支援	児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用する全ての障害児を対象に、支給決定前または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

#### 【今後の方向性】

○児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用する全ての障害児が対象となるため、平成24年度以降の相談支援専門員の研修体系にあわせて、京都府や関係機関等と連携して相談支援専門員の確保及び質の向上を図ります。

## **第4部 計画の推進体制**

# 第1章 推進体制の構築

## 第1節 地域との連携

障害のある人に対する施策を推進していくためには、地域住民をはじめ、サービス提供事業者、ボランティア・NPO、民間企業、関係機関等との連携・協働が重要となります。そのため、地域自立支援協議会等の機会を通して連携を深めるとともに、地域住民やボランティアなどの地域福祉活動との連携・協働体制づくりを進めていきます。

## 第2節 保健、医療との連携

障害のある人のニーズが多様化する中、また、重度障害者への適切な対応や学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症、発達障害などへの対応が求められる中、障害のある人の地域生活を支えるサービスにおいても、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービス提供が必要となります。そのため、地域自立支援協議会を活用し、医療機関、サービス提供事業者、関係各課等の保健・医療・福祉の連携を強化します。

## 第3節 庁内推進体制の整備

障害者福祉施策については、教育、保健・医療・福祉、雇用・就労、都市計画など全庁的な取り組みが必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

## 第2章 計画の点検・評価

京丹後市障害者計画は、京丹後市における障害者施策全般に関わる理念や基本的な方針・目標を定めた「基本計画」と、京丹後市における障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりや、障害福祉サービス等を確保するための方策などを事業計画として取りまとめた「障害福祉計画」との2部構成となっています。

「基本計画」は、障害のある人に対する施策全般を推進するものであり、「障害福祉計画」は、障害福祉サービスの円滑な提供とサービス基盤の整備を図る計画であることから、次期計画の策定期間に「健康と福祉のまちづくり審議会」及び「地域自立支援協議会」において点検・評価を行います。

また、この計画は、「第1次京丹後市総合計画・後期基本計画」を上位計画としていることから、総合計画に定められた目標指標の達成を目指す計画として推進します。

### ■ 第1次京丹後市総合計画・後期基本計画における目標値

指 標	目 標	目標年度
ホームヘルプサービス事業所数	10 事業所	H26
ショートステイサービス提供施設数 (日中一時含む)	10 施設	H26
グループホーム・ケアホーム設置数	6箇所	H26